

金融グループにおける 証券関連業務を巡る諸問題

2016年3月

金融法務研究会

はしがき

本報告書は、金融法務研究会第1分科会における平成25年度の研究の内容を取りまとめたものである。金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取り上げ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会と第2分科会とに分けて研究を続けている。

第1分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成25年度は「金融グループにおける証券関連業務を巡る諸問題」をテーマとして取り上げ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「ファイアーウォール規制の在り方について」（岩原紳作担当）、第2章で「役職員の兼職規制の撤廃と利益相反管理体制の整備」（神田秀樹担当）、第3章で「親子法人間の非公開情報授受規制の適用対象と規制の解釈—私法上の守秘義務を参考にして」（前田重行担当）、第4章で「アメリカにおける銀行業務と証券業務の利益相反問題—証券化商品の組成・販売を題材として」（加藤貴仁担当）、第5章で「ドイツにおける銀行業務と証券業務の利益相反規制—情報の管理および兼職規制の観点から—」（神作裕之担当）、第6章で「ファイアーウォール規制の国際的側面—顧客の非公開情報の金融グループ間の共有に関する規制を題材に—」（森下哲朗担当）を取り上げている。

このうち第1章においては、ファイアーウォール規制の沿革を踏まえながら、非公開情報概念の考え方や兼職規制に係る問題の解決の方向性を検討する。第2章においては、平成20年の金融商品取引法の改正等により定められた規制の位置付けおよび規制違反があった場合の効果について整理・検討する。第3章においては、非公開情報の授受規制の適用対象や解釈を整理しつつ、証券会社とその親子法人等による非公開情報の授受と書面による同意の必要性について検討する。第4章においては、米国における銀行業務と証券業務の利益相反問題を概観し、OTD戦略の影響や金融機関が金融商品の組成・販売を共に行うことによる利益相反問題を検討しながら、わが国への示唆を述べる。第5章においては、ユニバーサル・バンク制度を採用しているドイツにおける利益相反規制を概観し、日本法とドイツ法の全体的な特徴を比較・検討する。第6章においては、金融法の域外適用や国際的な適用に関する考え方を参考にしながら、ファイアーウォール規制の域外的な適用の在り方について検討する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、同分科会においては、平成27年度には「デリバティブ取引に係る諸問題と国内の金融規制の在り方」をテーマとして取り上げ、研究を続けている。

平成28年3月

金融法務研究会座長

岩原紳作

目 次

第1章 ファイアーウォール規制の在り方について（岩原紳作）	1
I 規制の沿革	1
II 発行者等および顧客に関する非公開情報の授受等に関する規制	4
III 兼職規制	8
第2章 役職員の兼職規制の撤廃と利益相反管理体制の整備（神田秀樹）	10
I はじめに	10
II 平成20年の金商法改正および平成26年の内閣府令改正	10
1 役職員の兼職規制の撤廃	10
2 法人顧客情報の取扱い	11
3 主幹事引受制限の緩和	11
4 平成26年業府令改正	12
III 利益相反管理体制の整備	12
1 規制の位置づけ	12
2 規制の違反があった場合	16
第3章 親子法人間の非公開情報授受規制の適用対象と規制の解釈—私法上の守秘義務を参考にして（前田重行）	18
I 総説	18
II 非公開情報の授受規制の適用要件	20
III 実務から提起された具体的な事例に対する検討	24
1 緒論	24
2 証券会社からの非公開情報の銀行への移転・共有	24
3 銀行からの証券会社への非公開情報の移転・共有の場合	25
第4章 アメリカにおける銀行業務と証券業務の利益相反問題—証券化商品の組成・販売を題材として（加藤貴仁）	34
I はじめに	34
II 金融危機以前の規制の概観	35
1 1933年グラス・スティーガル法（Glass-Steagall Act）と1999年グラム・リーチ・ブライリー法（Gramm-Leach-Bliley Act）	35
2 金融危機後に明らかになった利益相反問題	37
III OTD戦略	38

IV	金融商品の組成・販売を巡る利益相反	41
1	SECによるGSおよびその従業員の訴追	41
2	GSとABACUS 2007-AC1の投資家の利益相反	45
3	ドッド・フランク法621条の合理性	56
V	まとめ	58
第5章	ドイツにおける銀行業務と証券業務の利益相反規制—情報の管理および兼職規制の観点から— (神作裕之) …	62
I	問題意識と本報告の対象	62
II	日本法—非公開情報へのアクセスとその利用に係る規制の沿革・概要	64
1	弊害防止措置の導入	64
2	ファイアー・ウォール規制の見直し	64
III	ドイツにおける銀行業務と証券業務の併営に係る規制	68
1	序論	68
2	禁止行為	69
3	利益相反に係る行為義務	70
4	組織上の義務	72
5	利益相反管理体制	77
IV	結び	88
1	日本法の特徴	88
2	ドイツ法の特徴	88
第6章	ファイアーウォール規制の国際的側面—顧客の非公開情報の金融グループ間の共有に関する規制を題材に— (森下哲朗) …	89
I	はじめに	89
II	金融規制の国際的な適用に関する基本的な考え方	90
1	国際法上の制約	90
2	金融法の域外適用に関する議論	92
3	金融法の国際的な適用に関する考え方	94
III	問題となる事例	94
1	外国法人と日本法人との間のM&A案件	95
2	外国法人間のM&A案件	95
3	提携M&Aブティックとの連携のケース	95
IV	非公開情報の共有の規制に関する日本法の規制	96

1	国際法上の議論	96
2	金融商品取引法の規定	96
3	親法人等・子法人等	97
4	発行者等、顧客	98
5	オプトアウト	99
6	外国法人による「書面の同意」の擬制	100
V	非公開情報の共有に関する規制の国際的な適用のあり方	102
(参考)	金融法務研究会第1分科会の開催および検討事項	105